

作成年月日	平成29年9月29日
作成部局	企画県民部企画財政局市町振興課

県内市町の平成28年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

1 決算規模

平成28年度の県内市町(29市12町)の決算規模は、前年度に比べ、歳入では、地方交付税等及び税交付金の減少等により、62億円の減(▲0.3%)、歳出では、扶助費及び物件費の増加等により、16億円の増(+0.1%)となった。

歳入	2兆4,387億円	(対前年度比▲62億円、▲0.3%)
歳出	2兆3,918億円	(対前年度比+16億円、+0.1%)

2 決算収支

実質収支・実質単年度収支共に、当初見込みより地方税や税交付金等が減少したことから黒字幅は縮小している。

(1) 実質収支：252億円の黒字(対前年度比▲80億円)

- ・昭和52年度以来、40年連続黒字
- ・全団体に黒字(最大：姫路市(55.6億円)、最小：加西市(0.3億円))

(2) 実質単年度収支：63億円の黒字(対前年度比▲185億円)

- ・16団体黒字(最大：芦屋市(38.9億円))、25団体赤字(最大：播磨町(▲13.6億円))

3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	9,010	36.9	8,950	36.6	60	0.7
うち市町村村民税法人税割	513	2.1	562	2.3	▲49	▲8.7
うち市町村村民税所得割	3,118	12.8	3,064	12.5	53	1.7
うち固定資産税	3,844	15.8	3,807	15.6	37	1.0
2 地方交付税等	3,980	16.3	4,191	17.1	▲210	▲5.0
地方交付税	2,991	12.3	3,108	12.7	▲117	▲3.8
臨時財政対策債	990	4.1	1,083	4.4	▲93	▲8.6
3 地方譲与税・交付金等	1,318	5.4	1,486	6.1	▲168	▲11.3
うち地方譲与税	170	0.7	172	0.7	▲2	▲1.2
うち地方消費税交付金	893	3.7	995	4.1	▲102	▲10.3
うち株式等譲渡所得割交付金	30	0.1	66	0.3	▲36	▲54.5
4 国庫支出金	3,849	15.8	3,788	15.5	61	1.6
5 県支出金	1,416	5.8	1,384	5.7	32	2.3
6 地方債(臨財債除く)	1,460	6.0	1,542	6.3	▲82	▲5.3
7 その他	3,353	13.7	3,108	12.7	245	7.9
歳入合計	24,387	100.0	24,448	100.0	▲62	▲0.3
一般財源(1~3)	14,308	58.7	14,626	59.8	▲318	▲2.2
特定財源(4~7)	10,078	41.3	9,822	40.2	256	2.6

※ 端数処理により、表内において合計が一致しない場合がある(以下、同じ)。

- ① 地方税 9,010 億円 (対前年度比+60 億円、+0.7%)
 ・市町村民税法人税割の税率引下げの影響の平年度化等により、法人市町村民税の減少 (▲49 億円、▲8.7%) があるものの、景気の回復による市町村民税所得割の増 (+53 億円、+1.7%) や家屋の新築増に伴う固定資産税の増 (+37 億円、+1.0%) により増加。
- ② 地方交付税等 3,980 億円 (対前年度比▲210 億円、▲5.0%)
 ・地域経済・雇用対策費の減等により基準財政需要額が減となったことに加え、基準財政収入額が増加したことにより減少。
- ③ 地方譲与税・交付金等 1,318 億円 (対前年度比▲168 億円、▲11.3%)
 ・年度前半の円高の影響に伴う地方消費税の減による地方消費税交付金の減 (▲102 億円、▲10.3%) 等により減少。
- ④ 国庫支出金 3,849 億円 (対前年度比+61 億円、+1.6%)
 ・児童保護費等負担金 (+22 億円、+11.7%)、障害者自立支援給付費等負担金 (+44 億円、+9.1%) の増等により増加。
- ⑤ 県支出金 1,416 億円 (対前年度比+32 億円、+2.3%)
 ・児童保護費等負担金 (県負担分) (+12 億円、+11.6%)、障害者自立支援給付費等負担金 (県負担分) (+21 億円、+9.3%) の増等により増加。
- ⑥ 地方債 (臨時財政対策債除く) 1,460 億円 (対前年度比▲82 億円、▲5.3%)
 ・東日本大震災復興特別予算における全国防災事業の終了に伴う全国防災事業債の減や、災害復旧事業債の減等により減少。

(2) 歳出決算の内訳

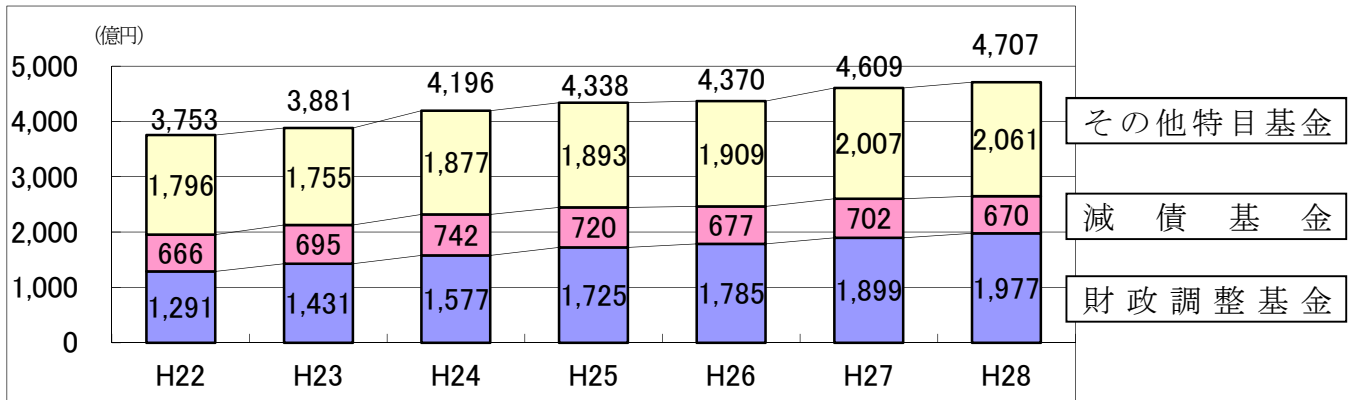
(単位：億円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 27 年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	12,645	52.9	12,536	52.4	109	0.9
人件費	3,753	15.7	3,800	15.9	▲47	▲1.2
扶助費	5,816	24.3	5,574	23.3	242	4.3
公債費	3,076	12.9	3,161	13.2	▲86	▲2.7
投資的経費	2,922	12.2	2,961	12.4	▲39	▲1.3
普通建設事業費	2,881	12.0	2,865	12.0	16	0.6
うち補助事業費	1,051	4.4	1,097	4.6	▲46	▲4.2
うち単独事業費	1,716	7.2	1,676	7.0	40	2.4
災害復旧事業費	40	0.2	96	0.4	▲55	▲57.3
その他経費	8,351	34.9	8,405	35.2	▲54	▲0.6
うち補助費等	2,105	8.8	2,150	9.0	▲45	▲2.1
歳出合計	23,918	100.0	23,902	100.0	16	0.1

- ① 義務的経費 1 兆 2,645 億円 (対前年度比+109 億円、+0.9%)
 ・繰上償還等に伴う公債費の減 (▲86 億円、▲2.7%)、退職手当の減少等に伴う人件費の減 (▲47 億円、▲1.2%) があったものの、年金生活者等支援臨時福祉給付金の新設、保育士の待遇改善等に伴う子どものための教育・保育給付費の増等により扶助費が増加 (+242 億円、+4.3%) したことにより増加。
- ② 投資的経費 2,922 億円 (対前年度比▲39 億円、▲1.3%)
 ・合併特例事業に係る庁舎の建設などの単独事業が増加 (+40 億円、+2.4%) したものの、全国防災事業の終了に伴う補助事業の減 (▲46 億円、▲4.2%) や、災害復旧事業費の減 (▲55 億円、▲57.7%) により減少。
- ③ その他経費 8,351 億円 (対前年度比▲54 億円、▲0.6%)
 ・平成 27 年度に実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム付商品券の発行に係る商工会への補助の終了や交通事業の廃止に伴う繰出金の減による補助費等の減 (▲45 億円、▲2.1%) 等により減少。

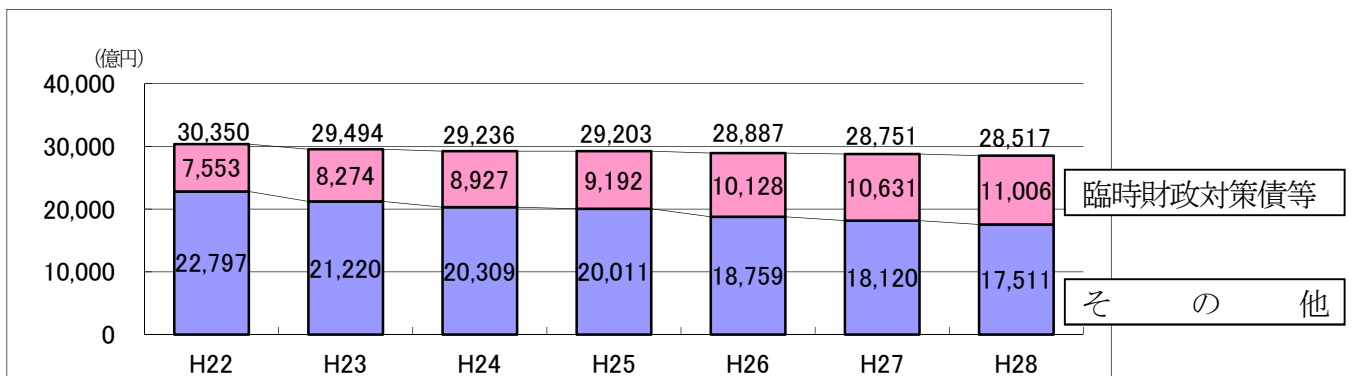
(3) 基金残高 4,707 億円 (対前年度比+99 億円、H27 末 4,609 億円)

- ・自然災害や普通交付税の合併算定替による特例措置の適用期限終了への対応等に備えて財政調整基金を積み立てたこと等により、全体として99 億円、2.1%増加した。



(4) 地方債残高 2 兆 8,517 億円 (対前年度比▲234 億円、H27 末 2 兆 8,751 億円)

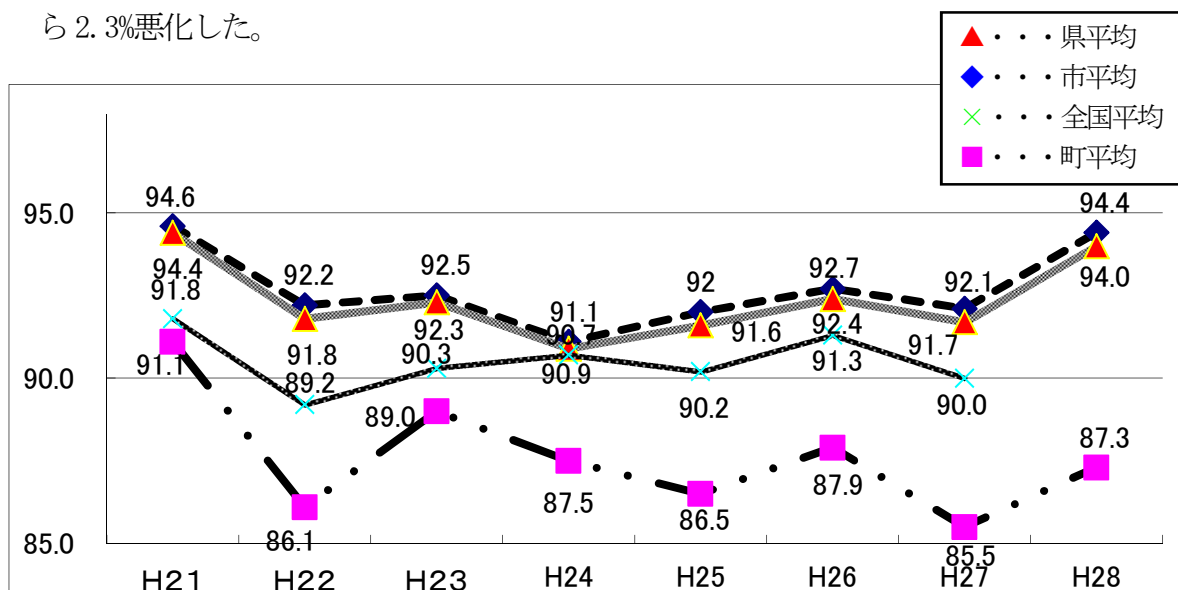
- ・繰上償還の実施等により、元金償還額が地方債発行額を上回ったため、全体で0.8%減少した。
- ・平成11年度(4兆503 億円)以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 94.0% (対前年度比+2.3%、H27 91.7%)

- ・人件費、物件費、扶助費等の経常経費が増(+19 億円、+0.1%) となるとともに、地方税等の経常一般財源が減(▲312 億円、▲2.3%) となったため、経常収支比率は平均 94.0%となり、前年度から2.3%悪化した。



(2) 健全化判断比率…【別紙1】

以下の健全化判断比率は、28年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

① 実質赤字比率

- 実質赤字団体はなし

② 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字団体はなし

③ 実質公債費比率

- 早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし
- 地方債許可団体(18%以上)は、昨年度から1団体(淡路市)減少し、2団体(篠山市、上郡町)
- 30団体で低下、10団体で上昇(変動なし1団体)
 - ・ 繰上償還の実施等による公債費充当一般財源の減等により30団体で数値が低下した。
 - ・ 一方、下水道事業債等の償還財源に係る充当繰入金が増や、合併算定替の縮減開始に伴う標準財政規模の減等により、10団体で数値が上昇した。
- 最高：篠山市(19.2%)、最低：播磨町(0.4%)

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	28年度 A	27年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	篠山市	19.2	19.8	▲0.6	一般廃棄物処理事業債及び旧合併特例事業債の一部償還に伴う元利償還金の減(▲9.4億円)
2	上郡町	18.7	18.5	+0.2	一部事務組合(こしはりま環境事務組合)の起こした地方債に充てたと認められる負担金の増(+0.5億円)
3	淡路市	16.7	18.4	▲1.7	繰上償還の実施等に伴う元利償還金の減(▲5.9億円)

※ 実質公債費比率は3年平均であるため、「主な増減理由」はH28年度とH25年度の増減比較で記載

④ 将来負担比率

- 早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし
- 25団体で低下、9団体で上昇(変動なし7団体)
 - ・ 繰上償還の実施等による地方債現在高の減や充当可能基金の増等により、25団体で数値が低下した。
 - ・ 一方、準元利償還金の増に伴う公営企業債等繰入見込額の増や、基準財政需要額算入見込額の減少による充当可能財源の減等により、9団体で数値が上昇した。
- 最高：上郡町(218.0%)、最低：播磨町(▲120.6%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	28年度 A	27年度 B	増減 A-B	主な増減理由
1	上郡町	218.0	228.5	▲10.5	地方債の新規発行の抑制による地方債現在高の減(▲2.8億円)
2	淡路市	200.1	208.8	▲8.7	繰上償還の実施等に伴う地方債現在高の減(▲21.8億円)
3	篠山市	191.0	191.7	▲0.7	旧合併特例事業債等の一部償還に伴い地方債現在高が減(▲18.1億円)となる一方、充当可納基金の減(▲10.1億円)等により数値としては微減

(3) 資金不足比率…【別紙2】

- 経営健全化基準(20%以上)の超過団体はなし。
- 資金不足が生じている事業数は、昨年度より1事業減の5事業(病院4、交通1)となった。

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政班 TEL：078-362-3096

【参考】平成28年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覽表

(単位：百万円、%)

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高		うち財政調整基金		地方債現在高		増減率	經常収支比率	増減	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)
	増減率	増減率	増減率	増減率			増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率				
1神戸市	756,604	▲ 1.0	743,997	0.9	923	▲ 301	62,355	▲ 0.6	12,897	▲ 1.1	1,094,263	▲ 1.1	97.9	2.0	384,940	
2姫路市	215,297	▲ 0.4	207,961	▲ 0.5	5,563	▲ 25	53,643	1.3	14,256	▲ 0.8	196,647	▲ 0.8	86.1	2.7	120,955	
3尼崎市	203,123	0.3	202,454	0.2	259	3,436	21,312	37.5	7,410	▲ 1.0	257,535	▲ 1.0	97.3	1.9	98,898	
4明石市	108,315	5.2	106,700	7.2	1,259	94	11,805	8.4	6,229	3.2	117,291	3.2	93.9	2.8	56,423	
5西宮市	169,271	▲ 2.4	166,414	▲ 2.5	2,472	1,160	29,087	7.9	20,022	▲ 3.7	144,554	▲ 3.7	95.9	2.1	98,197	
6芦原市	26,984	4.2	26,502	5.3	424	▲ 25	5,895	▲ 5.4	3,716	0.7	36,121	0.7	93.6	3.3	13,280	
7芦屋市	45,216	▲ 11.6	44,097	▲ 9.5	591	3,885	15,123	9.6	8,919	▲ 5.6	54,958	▲ 5.6	99.2	0.5	23,677	
8伊丹市	71,797	4.6	69,940	4.6	577	769	13,346	8.9	7,708	▲ 0.9	62,397	▲ 0.9	93.9	▲ 0.1	40,030	
9相生市	13,781	▲ 18.5	13,362	▲ 18.3	390	▲ 491	3,202	▲ 6.3	2,046	▲ 2.6	15,240	▲ 2.6	98.7	2.8	8,135	
10豊岡市	50,094	▲ 2.7	48,777	▲ 3.2	946	1,615	20,642	7.8	12,184	▲ 0.9	59,928	▲ 0.9	89.6	2.0	28,711	
11加古川市	87,883	10.9	87,243	11.3	367	43	19,602	▲ 9.1	6,127	▲ 2.2	72,548	▲ 2.2	92.0	1.1	48,986	
12赤穂市	21,080	▲ 10.6	20,913	▲ 9.5	116	▲ 354	4,375	4.5	2,341	0.8	30,216	0.8	90.2	0.2	12,358	
13宝塚市	20,237	▲ 2.2	19,641	▲ 1.8	506	▲ 56	10,074	5.2	5,255	3.0	19,629	3.0	89.5	0.8	11,829	
14西塚市	76,207	2.4	75,351	3.0	369	▲ 2	9,318	▲ 7.4	5,177	▲ 2.1	72,133	▲ 2.1	96.9	0.6	43,395	
15三木市	31,328	▲ 0.2	30,988	0.2	85	15	6,417	1.3	2,639	1.2	37,710	1.2	90.7	1.2	18,664	
16高砂市	34,018	▲ 1.9	33,482	▲ 2.1	372	▲ 1,097	4,661	▲ 15.0	2,091	0.2	33,055	0.2	94.9	4.6	20,268	
17川西市	53,366	▲ 5.7	52,964	▲ 5.4	312	▲ 157	3,173	▲ 16.1	1,166	12.5	61,716	12.5	98.5	4.1	30,060	
18小野市	19,494	1.6	18,917	1.5	326	66	9,003	▲ 0.3	4,299	▲ 1.0	18,243	▲ 1.0	89.4	3.6	11,509	
19三田市	39,374	2.5	38,937	3.4	371	▲ 162	7,001	▲ 21.9	3,175	▲ 2.7	37,473	▲ 2.7	98.2	3.8	22,939	
20加西市	20,290	▲ 3.0	20,228	▲ 2.5	28	▲ 664	3,077	▲ 14.8	1,642	3.2	19,361	3.2	94.4	6.6	11,587	
21篠山市	23,426	▲ 1.1	22,772	▲ 1.3	534	▲ 842	6,429	▲ 14.0	2,345	▲ 8.0	20,669	▲ 8.0	97.6	0.9	14,198	
22養父市	19,009	▲ 8.5	18,227	▲ 8.7	643	1,032	12,604	8.9	5,684	▲ 11.1	18,096	▲ 11.1	86.7	4.2	12,555	
23丹波市	41,290	0.7	38,655	5.1	1,788	▲ 988	14,248	1.1	5,102	1.5	36,322	1.5	88.0	3.2	21,818	
24南あわじ市	28,396	▲ 4.5	27,995	▲ 2.1	276	▲ 160	11,373	7.5	2,757	▲ 2.3	35,821	▲ 2.3	90.3	3.9	16,792	
25朝来市	24,376	▲ 4.7	23,351	▲ 3.9	451	▲ 512	9,154	1.8	4,490	▲ 1.0	29,052	▲ 1.0	87.5	3.1	13,230	
26淡路市	30,451	▲ 12.0	29,784	▲ 12.9	491	1,619	11,408	4.2	2,428	▲ 4.6	44,889	▲ 4.6	88.3	1.7	17,716	
27沢田市	24,439	▲ 6.3	23,855	▲ 4.0	447	18	7,849	▲ 0.8	3,094	▲ 3.7	30,009	▲ 3.7	92.5	2.5	15,331	
28加東市	19,893	4.6	19,448	7.2	431	▲ 660	13,039	3.5	6,188	5.3	20,453	5.3	85.5	0.9	11,926	
29たつの市	36,825	0.3	35,895	1.7	764	▲ 65	18,187	5.2	8,027	4.2	38,778	4.2	87.6	3.4	21,372	
30猪名川町	10,521	▲ 1.6	10,236	2.2	131	▲ 554	5,149	▲ 6.4	2,524	1.6	7,729	1.6	88.8	4.4	6,686	
31多可町	12,046	▲ 3.9	11,829	▲ 3.1	98	▲ 325	6,931	▲ 1.2	3,322	▲ 3.5	15,322	▲ 3.5	94.1	2.1	7,639	
32稲美町	11,498	7.1	10,834	8.2	642	427	5,280	10.3	3,159	3.6	8,899	3.6	83.6	0.4	6,525	
33播磨町	11,496	4.5	10,575	2.8	675	▲ 1,364	6,522	▲ 9.8	4,071	0.6	8,229	0.6	96.5	8.3	6,698	
34市川町	5,941	▲ 3.2	5,860	▲ 2.0	66	▲ 75	1,516	5.3	977	▲ 0.3	5,266	▲ 0.3	83.6	2.0	3,756	
35福崎町	8,808	0.6	8,672	1.5	86	▲ 14	1,717	4.0	1,375	4.1	11,190	4.1	84.9	▲ 2.3	5,264	
36神河町	8,768	▲ 4.7	8,538	▲ 5.2	223	10	4,182	0.5	1,967	1.5	10,905	1.5	92.4	1.4	5,187	
37太子町	11,758	▲ 13.2	11,500	▲ 13.2	168	▲ 82	2,996	8.9	2,188	2.5	11,164	2.5	87.8	3.0	6,904	
38上郡町	7,281	▲ 1.7	7,222	0.1	50	▲ 89	926	26.7	593	▲ 0.0	9,818	▲ 0.0	95.7	1.8	4,921	
39佐用町	13,196	▲ 5.4	13,127	▲ 5.6	68	1,215	9,511	1.9	2,744	▲ 6.0	14,635	▲ 6.0	76.3	▲ 0.9	8,852	
40香美町	14,527	▲ 4.6	14,137	▲ 4.7	354	387	5,680	4.6	3,229	0.9	19,691	0.9	84.5	1.7	8,517	
41新温泉町	10,969	0.4	10,411	▲ 0.4	517	▲ 477	2,926	2.1	2,119	1.1	13,708	1.1	84.0	▲ 0.2	6,401	
市計(神戸市含)	2,311,862	▲ 0.1	2,268,847	0.2	22,082	7,192	417,403	2.3	169,418	▲ 0.9	2,715,107	▲ 0.9	94.4	2.3	1,249,777	
市計(神戸市除)	1,555,258	▲ 0.7	1,524,850	▲ 0.1	21,159	7,493	355,048	2.8	156,520	▲ 0.7	1,620,844	▲ 0.7	92.8	2.4	864,837	
町計	126,807	▲ 2.5	122,940	▲ 2.2	3,078	▲ 941	53,336	0.9	28,269	0.1	136,554	0.1	87.3	1.8	77,352	
県計(神戸市含)	2,438,669	▲ 0.3	2,391,787	0.1	25,160	6,250	470,739	2.1	197,686	▲ 0.8	2,851,661	▲ 0.8	94.0	2.3	1,327,129	
県計(神戸市除)	1,682,065	▲ 0.8	1,647,791	▲ 0.3	24,237	6,552	408,384	2.6	184,789	▲ 0.6	1,757,398	▲ 0.6	92.4	2.4	942,189	

【参考】平成28年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

(単位：%)

	実質公債費比率		将来負担比率		徴収率				特別徴収実施率		ラスパイルズ指数(28.4.1)					
	増減率		増減		全税目(現線計)		個人住民税(現線計)		固定資産税(現線計)		個人住民税(現年)		増減			
					増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減		
神戸市	7.4	▲0.5	80.0	▲0.2	97.9	0.3	96.9	0.3	98.1	0.3	98.9	0.0	82.0	0.9	100.8	▲0.8
姫路市	4.7	▲0.8	0.7	▲8.9	96.0	0.7	94.9	0.5	95.5	0.9	98.6	0.1	82.9	0.6	101.6	▲0.1
尼崎市	13.9	0.1	112.3	▲10.2	94.8	0.6	92.0	1.0	95.3	0.6	97.7	0.1	80.4	0.6	99.6	2.4
明石市	3.4	▲0.4	49.3	▲2.2	94.9	0.7	95.1	0.6	93.6	0.8	98.6	0.1	84.9	0.7	101.4	0.2
西宮市	3.9	▲0.8	29.1	▲4.8	96.6	0.4	97.8	0.5	96.3	0.4	99.2	0.1	81.6	0.4	101.4	▲0.2
洲本市	13.8	0.7	126.5	6.7	93.5	0.7	95.2	0.5	91.1	1.1	98.8	0.2	76.4	1.0	101.8	1.3
芦屋市	3.4	▲2.1	96.0	▲25.6	96.2	0.3	94.4	0.3	98.2	0.2	99.4	▲0.1	79.9	0.6	102.6	▲2.1
伊丹市	8.5	0.1	4.9	▲9.4	97.7	0.3	96.3	0.5	98.5	0.2	99.0	0.1	81.8	0.7	101.5	▲0.3
相生市	14.4	0.6	137.7	▲4.6	97.4	0.3	96.1	0.3	97.8	0.4	99.1	0.2	81.3	1.2	98.4	0.8
豊岡市	11.8	▲0.8	102.6	▲9.9	93.4	0.2	93.8	0.3	91.9	0.3	98.6	0.0	79.0	1.0	95.5	0.5
加古川市	4.3	▲1.0	-(▲32.9)	-(▲3.3)	95.4	0.4	95.5	0.6	94.6	0.3	99.0	0.1	84.1	0.6	101.2	▲0.1
赤穂市	9.4	▲0.3	129.9	▲8.5	94.5	0.1	94.4	0.4	93.7	0.1	99.0	▲0.1	83.5	0.3	96.2	▲0.5
西脇市	8.4	0.6	10.1	▲20.6	94.2	1.5	94.0	1.3	93.1	0.9	99.0	0.3	71.7	1.5	99.0	0.3
宝塚市	4.4	▲0.9	30.8	▲12.2	93.3	▲0.4	94.6	0.5	93.2	0.3	98.9	0.1	77.4	0.2	99.0	▲3.3
三木市	4.9	▲0.8	44.7	1.6	94.5	1.0	94.6	0.9	93.3	1.5	98.7	0.0	81.7	0.5	99.6	1.5
高砂市	11.1	0.5	71.9	8.9	94.7	0.1	93.7	0.7	94.7	0.2	98.7	0.0	84.2	0.6	99.5	0.2
川西市	11.8	▲0.4	99.7	▲14.4	92.0	1.3	97.2	0.4	86.7	2.5	99.1	0.1	81.0	0.7	102.1	1.3
小野市	4.3	▲0.9	-(▲36.4)	-(▲8.0)	96.1	0.2	94.9	0.1	96.2	0.3	98.7	▲0.2	82.0	0.8	100.9	0.4
三田市	8.3	▲0.6	6.6	4.5	96.2	0.5	97.1	0.6	94.8	0.7	99.4	0.2	82.4	0.6	100.4	▲0.5
加西市	9.3	▲1.0	68.6	7.0	94.8	0.2	94.6	0.3	94.0	0.2	98.9	0.1	78.4	0.8	99.1	▲0.4
篠山市	19.2	▲0.6	191.0	▲0.7	94.4	0.1	94.6	0.3	92.5	0.1	98.8	0.7	75.6	1.2	99.4	0.2
養父市	8.9	▲1.9	-(▲15.4)	▲14.7(▲30.1)	92.9	0.9	95.9	0.9	89.6	1.7	99.4	0.5	79.3	0.0	95.4	▲0.4
丹波市	6.4	▲0.4	15.9	▲2.6	95.1	0.8	96.8	0.4	93.0	1.4	99.1	0.2	73.2	1.2	96.4	▲0.3
南あわじ市	14.4	1.2	141.2	18.4	90.1	0.4	91.5	0.8	87.5	0.6	98.6	0.3	72.1	1.2	97.4	0.7
朝来市	9.5	▲1.4	39.9	3.4	94.0	▲0.2	93.8	0.0	93.4	▲0.2	98.5	▲0.1	78.6	0.6	97.0	0.4
淡路市	16.7	▲1.7	200.1	▲8.7	91.4	2.7	90.8	0.6	90.0	4.9	97.6	▲0.3	70.0	0.7	98.4	0.2
中央市	14.5	▲0.5	110.6	▲12.2	92.1	0.3	93.6	0.3	89.6	0.3	98.6	0.1	85.2	8.5	97.4	▲0.5
加東市	5.1	▲0.8	-(▲95.5)	-(▲17.2)	95.4	0.3	94.8	0.1	95.1	0.4	98.7	0.1	77.4	1.1	99.3	0.5
たつの市	12.9	▲0.4	38.0	▲7.1	92.6	1.9	93.8	1.4	90.2	2.8	98.8	0.2	79.2	0.8	98.6	▲0.1
猪名川町	1.1	0.0	-(▲101.9)	-(4.3)	93.2	0.8	96.0	0.5	89.2	0.1	99.2	0.4	80.6	▲0.1	101.1	3.0
多可町	16.5	1.2	29.9	0.8	95.8	1.3	95.9	1.1	95.1	1.8	99.3	0.0	71.8	1.4	98.7	0.5
稲美町	5.8	▲1.0	-(▲20.8)	-(▲18.0)	94.0	0.4	92.7	0.5	93.2	0.4	98.7	0.1	81.7	0.9	97.9	0.3
播磨町	0.4	▲1.0	-(▲120.6)	-(22.9)	95.6	0.4	93.6	1.0	96.0	0.6	98.7	0.3	83.4	1.2	98.6	▲0.1
市川町	11.3	▲0.3	64.4	▲4.0	93.0	▲0.1	95.0	0.4	90.7	▲0.4	99.0	0.2	79.0	0.4	97.8	▲0.4
福崎町	12.0	▲0.1	143.6	▲10.3	95.6	0.4	94.4	0.6	95.2	0.7	98.9	0.0	79.5	0.5	99.5	0.0
神河町	15.7	0.1	34.7	▲0.9	95.6	▲0.3	94.4	▲0.1	95.8	▲0.4	98.9	0.0	81.5	1.3	97.6	▲0.4
太子町	9.9	▲0.5	93.3	13.9	93.7	1.3	92.9	1.1	93.5	1.7	98.7	0.1	81.4	0.2	98.2	0.5
上郡町	18.7	0.2	218.0	▲10.5	95.7	0.1	95.9	0.5	95.6	▲0.1	99.1	0.0	84.0	1.3	97.7	0.0
佐用町	7.6	▲1.2	-(▲28.3)	-(▲27.2)	93.5	0.8	96.4	0.8	91.4	1.3	99.0	0.0	79.5	1.0	97.1	▲0.5
香美町	10.0	▲1.3	98.0	▲5.4	93.3	0.6	96.2	0.8	90.2	0.4	99.2	0.8	70.1	1.8	95.0	▲0.2
新温泉町	11.8	▲1.8	94.4	▲11.4	93.3	▲0.2	95.9	▲0.3	90.0	▲0.3	99.0	▲0.1	76.4	0.6	95.9	▲0.1
市計(神戸市含)	7.8	▲0.6	58.6	▲5.0	96.0	0.4	95.7	0.5	95.5	0.6	98.8	0.0	81.3	0.7	-	-
市計(神戸市除)	8.0	▲0.6	49.1	▲7.1	95.2	0.6	95.2	0.6	94.5	0.8	98.8	0.1	81.1	0.8	99.9	0.2
町計	9.7	▲0.5	32.9	▲4.2	94.5	0.6	94.5	0.6	93.5	0.6	98.9	0.1	79.5	0.8	97.8	0.2
県計(神戸市含)	7.9	▲0.6	57.2	▲4.9	95.9	0.4	95.7	0.5	95.4	0.6	98.8	0.0	81.2	0.7	-	-
県計(神戸市除)	8.2	▲0.5	47.8	▲6.8	95.1	0.5	95.2	0.6	94.4	0.7	98.8	0.1	81.0	0.8	99.7	0.3

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

速報値

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)		順位	対前年度 増減率 (▲は改善)
神戸市	—	11.25	—	16.25	7.4	14	▲ 0.5	80.0	25	▲ 0.2
姫路市	—	11.25	—	16.25	4.7	9	▲ 0.8	0.7	9	▲ 8.9
尼崎市	—	11.25	—	16.25	13.9	33	0.1	112.3	33	▲ 10.2
明石市	—	11.25	—	16.25	3.4	3	▲ 0.4	49.3	21	▲ 2.2
西宮市	—	11.25	—	16.25	3.9	5	▲ 0.8	29.1	14	▲ 4.8
洲本市	—	12.92	—	17.92	13.8	32	0.7	126.5	34	6.7
芦屋市	—	12.18	—	17.18	3.4	3	▲ 2.1	96.0	28	▲ 25.6
伊丹市	—	11.46	—	16.46	8.5	18	0.1	4.9	10	▲ 9.4
相生市	—	13.72	—	18.72	14.4	34	0.6	137.7	36	▲ 4.6
豊岡市	—	11.87	—	16.87	11.8	27	▲ 0.8	102.6	31	▲ 9.9
加古川市	—	11.27	—	16.27	4.3	6	▲ 1.0	(▲32.9)	1	(▲3.3)
赤穂市	—	13.02	—	18.02	9.4	21	▲ 0.3	129.9	35	▲ 8.5
西脇市	—	13.08	—	18.08	8.4	17	0.6	10.1	12	▲ 20.6
宝塚市	—	11.38	—	16.38	4.4	8	▲ 0.9	30.8	16	▲ 12.2
三木市	—	12.56	—	17.56	4.9	10	▲ 0.8	44.7	20	1.6
高砂市	—	12.47	—	17.47	11.1	25	0.5	71.9	24	8.9
川西市	—	11.80	—	16.80	11.8	27	▲ 0.4	99.7	30	▲ 14.4
小野市	—	13.11	—	18.11	4.3	6	▲ 0.9	(▲36.4)	1	(▲8.0)
三田市	—	12.23	—	17.23	8.3	16	▲ 0.6	6.6	11	4.5
加西市	—	13.11	—	18.11	9.3	20	▲ 1.0	68.6	23	7.0
篠山市	—	12.84	—	17.84	19.2	41	▲ 0.6	191.0	39	▲ 0.7
養父市	—	12.99	—	17.99	8.9	19	▲ 1.9	(▲15.4)	1	▲14.7 (▲30.1)
丹波市	—	12.33	—	17.33	6.4	13	▲ 0.4	15.9	13	▲ 2.6
南あわじ市	—	12.66	—	17.66	14.4	34	1.2	141.2	37	18.4
朝来市	—	12.93	—	17.93	9.5	22	▲ 1.4	39.9	19	3.4
淡路市	—	12.61	—	17.61	16.7	39	▲ 1.7	200.1	40	▲ 8.7
宍粟市	—	12.75	—	17.75	14.5	36	▲ 0.5	110.6	32	▲ 12.2
加東市	—	13.06	—	18.06	5.1	11	▲ 0.8	(▲95.5)	1	(▲17.2)
たつの市	—	12.37	—	17.37	12.9	31	▲ 0.4	38.0	18	▲ 7.1
猪名川町	—	14.16	—	19.16	1.1	2	0.0	(▲101.9)	1	(4.3)
多可町	—	13.85	—	18.85	16.5	38	1.2	29.9	15	0.8
稲美町	—	14.22	—	19.22	5.8	12	▲ 1.0	(▲20.8)	1	(▲18.0)
播磨町	—	14.16	—	19.16	0.4	1	▲ 1.0	(▲120.6)	1	(22.9)
市川町	—	15.00	—	20.00	11.3	26	▲ 0.3	64.4	22	▲ 4.0
福崎町	—	14.83	—	19.83	12.0	30	▲ 0.1	143.6	38	▲ 10.3
神河町	—	14.88	—	19.88	15.7	37	0.1	34.7	17	▲ 0.9
太子町	—	14.08	—	19.08	9.9	23	▲ 0.5	93.3	26	13.9
上郡町	—	15.00	—	20.00	18.7	40	0.2	218.0	41	▲ 10.5
佐用町	—	13.55	—	18.55	7.6	15	▲ 1.2	(▲28.3)	1	(▲27.2)
香美町	—	13.62	—	18.62	10.0	24	▲ 1.3	98.0	29	▲ 5.4
新温泉町	—	14.27	—	19.27	11.8	27	▲ 1.8	94.4	27	▲ 11.4
市平均	—	/	—	/	7.8	/	▲ 0.6	58.6	/	▲ 5.0
市平均(神戸市除)	—	/	—	/	8.0	/	▲ 0.6	49.1	/	▲ 7.1
町平均	—	/	—	/	9.7	/	▲ 0.5	32.9	/	▲ 4.2
県平均	—	/	—	/	7.9	/	▲ 0.6	57.2	/	▲ 4.9
県平均(神戸市除)	—	/	—	/	8.2	/	▲ 0.5	47.8	/	▲ 6.8

30団体で改善、10団体で悪化

25団体で改善、9団体で悪化

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「—」で表示。

注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「—」で表示。
(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

注3 順位は、比率の低い順。

注4 平均は、加重平均による。

【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	H28年度(見込)			H27年度(実績)		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消(予定) 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	西宮市	23	0.5	未定	262	6.1	病床利用率の増による医業収益増加、一般会計からの長期借入の結果、資金不足比率が改善
	宝塚市	727	6.9	未定	271	2.7	過去の他会計からの長期借入の返済期限がH29に到来するため、資金不足比率が悪化
	川西市	669	14.0	未定	616	13.8	医業収益が増加したものの、人件費、材料費の増加により、資金不足比率は同水準で推移
	たつの市	115	8.2	未定	125	9.9	医師数の増による医業収益増加により、資金不足比率が改善
	新温泉町	0	-	-	176	19.3	一般会計からの繰入金により資金不足額を解消
交通 (自動車 運送)	神戸市	1,608	15.7	未定	1,610	15.5	乗車料収入の減収による営業収益の減少等により、資金不足比率が悪化。

● 経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

■ 用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額－歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支－前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立額＋起債繰上償還額（任意に行ったもの）－財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な赤字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>※ H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時的財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>※ 公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>※ 公営事業会計… 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>※ 特別会計… 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

○ 基 準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1) 実質赤字比率、(2) 連結実質赤字比率、(3) 実質公債費比率、(4) 将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(α値)」、「財政再生基準(β値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(γ値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(α値)		財政再生基準(β値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25~15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25~20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)	—	—

(別表2)

	経営健全化基準(γ値)
資金不足比率	20.0%

○ 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヵ年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。